

## 甲州市有料広告掲載に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、甲州市（以下「市」という。）の収入の確保及び地域経済の活性化を図るため、市がその公共物等に掲載する有料広告（以下「広告掲載」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (広告掲載の対象公共物等)

第2条 広告掲載ができる公共物等（以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、市長が広告掲載することが適当でないと認めるとときは、広告掲載ができないものとする。

- (1) 市が発行する刊行物及び印刷物
- (2) 市のホームページ
- (3) その他広告掲載が可能と認められるもの

### (広告掲載できる広告の基準)

第3条 広告掲載できる広告は、市の品位を損なうおそれのないもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の公共性及び中立性を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に係るもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (6) その他広告として掲載することが適当でないと認められるもの

### (広告掲載の優先順位)

第4条 広告掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）からの申込みが同一の広告媒体につき重複した場合の掲載する広告の順位は、次のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公団、公益法人及びこれらに類するものの広告
- (2) 企業のうち公共的性格のあるもので、市内に事業所等を有するものの広告
- (3) 前2号に掲げるもの以外の企業及び自営業で、市内に事業所等を有するものの広告
- (4) その他掲載又は掲示する広告として適当であると市長が認めるものの広告

### (広告掲載の位置)

第5条 広告掲載の位置は、次の各号に掲げる広告媒体に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第2条第1号又は第2号に規定するもの 別に定める位置
  - (2) 第2条第3号に規定するもの その都度市長が指定する位置
- (広告の募集)

第6条 広告の募集は、原則として公募するものとする。ただし、市長が第4条第1号及び第2号に規定する団体等に広告の掲載の案内を直接行う場合は、この限りではない。

2 市長は、公募した広告の枠数に掲載希望者が満たないときには、前項の規定にかかわらず、第3条の規定を踏まえ、第4条各号に規定するものから掲載希望者を選定し、広告の掲載を直接依頼することができる。

(広告の申込み)

第7条 掲載希望者は、有料広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告の原稿を添えて、市長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、前条の申込書を受理したときは、あらかじめ次条第1項の甲州市広告掲載等選定委員会の意見を聴いて、その広告掲載の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により決定をするに当たり、同一の広告掲載の位置に複数の第4条に規定する順位を同じくする掲載希望者から申込みがあったときは、抽選により決定するものとする。

3 市長は、第1項の規定により広告掲載の可否の決定をしたときは、有料広告掲載決定通知書（様式第2号）により、掲載希望者に通知するものとする。

4 前項の規定により広告掲載する決定の通知を受けた掲載希望者（以下「廣告主」という。）は、市長が指定する期日までに広告掲載しようとする広告の版下原稿を提出するものとする。

(広告掲載等選定委員会)

第9条 前条第1項の規定により広告掲載の可否を決定するに当たり必要な審査を行うため、甲州市広告掲載等選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、総務課長、財務経営課長、政策秘書課長、収納課長、観光交流課長、管財課長及び生涯学習課長をもって組織する。

3 委員会に委員長を置き、政策秘書課長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

6 委員会は、委員長が召集し、議事は、出席者の過半数をもって決定する。

7 委員会の庶務は、政策秘書課において処理する。

(広告掲載料)

第10条 広告掲載料は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告掲載料の納付は、第8条第1項の規定により広告掲載することに決定（以下「広告掲載決定」という。）した後に市長の指定する期日までに一括前納するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

(広告掲載料の還付等)

第12条 広告掲載決定した後、広告主の責任に帰さない理由により当該広告掲載ができなかつたときは、その広告掲載料を還付するものとする。

2 広告の掲載後、広告主の責任に帰すべき理由により当該広告掲載ができなくなつたときは、既納の広告掲載料は還付しないものとする。

3 広告主は、広告の掲載後、その責任に帰すべき理由により、市に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

(広告の責任等)

第13条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 版下原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載決定の取消し)

第14条 市長は、次に掲げる場合には、その広告掲載決定を取り消すことができる。

(1) 市の行政運営上支障があると認められるとき。

(2) 指定する期日までに版下原稿の提出がなかつたとき。

(3) 広告の掲載料が期日までに納入されなかつたとき。

(広告掲載の基準)

第15条 広告掲載の規格、掲載期間その他の広告掲載に伴い必要となる事項については、広告媒体ごとに別に基準を定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。